○国土交通省令第　　号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十条第三項の規定に基づき、標準宅配便運送約款の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　年　月　日

国土交通大臣　井林　辰憲

標準宅配便運送約款の一部を改正する告示

標準宅配便運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（荷受人以外の者に対する引渡し等） 第十一条　当店は、次の各号に掲げる者に対する荷物の引渡しをもって、荷受人に対する引渡しとみなします。 一・二　（略） 2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人又は荷受人から当店が定める方法により荷物の受取方法（前項各号に掲げる者に対する荷物の引渡しを除き、住宅、日用品の販売を主たる目的とする店舗、公共施設その他の建築物に設置された宅配ボックス（安全な管理及び保管が可能である荷物受渡専用保管庫をいう。）を使用する方法及び荷物の置き場所として社会通念に反しないと認められる場所であって、かつ、荷受人が指定した場所に荷物を置く方法を含む。）の指定があった場合（荷送人が指定する場合にあっては、荷受人との契約等において、荷物の受取方法についての合意が得られている場合に限る。）には、当該受取方法による配達をもって荷受人に対する引渡しとすることがあります。この場合においては、荷受人に対し、書面又は電磁的方法による通知により、指定された受取方法により配達した旨を通知します。	（荷受人以外の者に対する引渡し） 第十一条　当店は、次の各号に掲げる者に対する荷物の引渡をもって、荷受人に対する引渡しとみなします。 一　配達先が住宅の場合　その配達先における同居者又はこれに準ずる者 二　配達先が前号以外の場合　その管理者又はこれに準ずる者 （新設）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　告示施行前に締結された運送契約に係る標準宅配便運送約款の適用については、なお従前の例による。